

秩父市サインモニュメント作成業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 目的

西武秩父駅前広場へのサインモニュメント（「CHICHIBU」の文字をベースとした常設の大型モニュメント）を設置し、撮影ポイントを作ることで秩父観光の魅力向上を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 秩父市サインモニュメント作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和6年1月19日まで
- (4) 予算額 15,000,000円（税込）を上限とする

3 委託業者選定方法

本募集要項に記載する提出書類等の資料を総合的に比較検討し、最適な優先交渉権者をプロポーザルで選定する。

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和5・6年度秩父市入札参加資格者名簿に、以下のとおり登録されている者であること。
 - ・業種：催物・広告等
 - ・業種細目：広告
- (2) 本プロポーザル公開後に秩父市契約課で実施している物品等入札参加資格審査申請をする場合、秩父市契約課が示す期日までに必要な手続きを行い、令和5・6年度秩父市入札参加資格者名簿（R5.9.1時点）に（1）の通り登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 秩父市の契約に係る入札参加等の措置要綱に基づく入札参加停止措置及び秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 本プロポーザルの告示日から契約締結までの間に、国や地方自治体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

- (7) 国税（法人税（個人にあたっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納しており、秩父市が提出を求めた場合には、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (9) 受託前後を問わず、秩父市と緊密なやり取りが可能であること。
- (10) 秩父市内における打ち合わせ等に出席が可能であること。
- (11) 電子メールでの情報交換及びファイル便等の対応が可能であること。

5 優先交渉権者選定スケジュール

公募開始	令和5年8月8日（火）
質問受付期限	令和5年8月18日（金）
質問回答期限	令和5年8月25日（金）
必要書類提出期限	令和5年9月8日（金）
辞退届提出期限	令和5年9月11日（月）
審査会（プレゼンテーション）	令和5年9月19日（火）
結果通知	令和5年9月中旬頃
契約締結	令和5年9月下旬頃

6 質問受付・回答

(1) 受付期間

令和5年8月8日（火）12時～8月18日（金）17時必着

(2) 提出方法

質問書（様式1）を用いて、観光課へ電子メールで提出すること。

- ・E-MAIL : kanko@city.chichibu.lg.jp
- ・件名 : 【プロポーザルに係る質問（会社名）】と記載する。
- ・質問内容 : 企画書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限り受付する。
- ・電子メールを送付後は電話にて観光課へメールの受信確認を必ず行うこと。

※本プロポーザルに関する事項について、電話・窓口等の指定した方法以外での問い合わせには一切回答しない。

(3) 回答方法

提出された質問については、全件を「質問回答書」として取りまとめ、令和5年8月25日（金）までに秩父市ホームページに掲載する。

7 選考に伴う必要書類

(1) 必要書類

①参加表明書（様式2）

②企画提案書（様式3）

- ・様式3を表紙に添付すること。
- ・企画提案書は様式3を除く15ページ以内のA4版とする。
- ・業務の内容等を踏まえたうえで、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

③モニUMENT図面（完成予想図、基礎構造図、構造体構造図）

用紙はA3判とする。

④業務実施体制表（様式4）

様式4の記載した担当予定者は原則変更不可とする。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は秩父市と協議を行うこと。

⑤制作スケジュール

⑥概算見積書

見積書に詳細な「積算内訳」を記載または、「積算内訳書」を添付し、税込みの総額を明記すること。

⑦会社概要

(2) 提出部数

正本1部・副本7部

※提出書類は1部ずつ上記の順番どおりにまとめてファイルに綴じて提出すること。

(3) 提出期限 令和5年9月8日（金）午後5時までに提出（必着）

(4) 提出方法

観光課へ持参又は郵送（いずれの方法も提出期限内必着）とし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

8 辞退届の提出

参加申込み後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類 辞退届（様式5）

(2) 提出期限 令和5年9月11日（月）

(3) 提出方法 持参または郵送（いずれの方法も提出期限内必着）

(4) 提出先 秩父市 産業観光部 観光課

9 提出先

〒368-8686 秩父市熊木町 8 番 15 号
秩父市役所 産業観光部 観光課
電 話 0494-25-5209
F A X 0494-27-2627
メール kanko@city.chichibu.lg.jp

10 審査方法等

(1) 審査方法

秩父市サインモニュメント作成業務委託審査会(以下「審査会」という)を設置し、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、最適な優先交渉権者を決定する。

(2) 審査会(プレゼンテーション)について

- ①日時 令和 5 年 9 月 19 日(火)(予定) ※詳細は個別にご案内いたします。
- ②場所 秩父市役所
- ③審査順 企画提案書の受付順に審査する
- ④プレゼンテーション実施方法
 - ・持ち時間は各提案者 20 分(説明時間 10 分、質疑応答 10 分)以内とする。(予定)
 - ・内容は、提出した企画提案書に沿ったものとする。
 - ・出席者は 3 人以内とする。
 - ・業務の企画運営に携わる担当者が説明を行うこと。
 - ・審査会当日の企画提案書等の差し替え及び追加資料の配布等は認めない。
 - ・プロジェクター等を使用したプレゼンは不可とする。
 - ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

(3) 評価内容

以下の項目から総合的に評価選定する。

- ① 企画内容
- ② 実施体制
- ③ 制作スケジュール
- ④ 概算見積書

11 優先交渉権者の決定及び通知・公表

審査を実施した全事業者に対し、書面(普通郵便)にて通知する。また、書面と併せて電子メールにて通知する。審査内容に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付

けないものとする。

また、優先交渉権者の概要について、秩父市ホームページにて公表する。

12 契約について

市は優先交渉権者と協議し、優先交渉権者が提案した内容を再度精査し、仕様書を調整のうえ契約を締結する

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は契約を締結しない。なお、この場合は次の順位の者と協議するものとする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、秩父市が失格であると認めたとき。

13 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、秩父市と協議のうえ業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の保護

受託者が該当業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

14 その他

- ・当企画提案に要する費用は、各事業者の負担とする。
- ・提出された企画提案資料は返還しない。ただし、企画提案の意匠は提出した者に帰属する。
- ・プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秩父市情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 10 号）に基づき提案書を公開する場合がある。
- ・事前に契約に関する書類（秩父市業務委託契約約款等）を確認したうえで参加すること。
〈ホームページ〉組織別メニュー>財務部>契約課
- ・企画提案資料の提出は、1 社につき 1 提案までとする。ただし、企画提案資料内における

- るモニュメントのデザイン案に限り、2案まで提案可能とする。
- ・企画提案資料を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
 - ・企画内容・掲載事項等は、協議により変更することがある。
 - ・契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
 - ・本業務における一切の成果物は、すべて秩父市に帰属する。また、秩父市は本業務の成果品を自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用・改変できるものとする。
 - ・現地確認については、周りの迷惑にならない範囲で行うことは妨げない。なお、施錠された電源盤内を確認したい場合は下記担当者と日程調整のうえ実施することができる（9月1日（金）まで）。

15 問い合わせ

秩父市産業観光部観光課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町 8 番 15 号

TEL 0494-25-5209

FAX 0494-27-2627

E-Mail kanko@city.chichibu.lg.jp

担当：山越（ヤマコシ）